

上水道の安全性について

①水質検査体制

上下水道部では、水道水の安全を保証するために毎日検査、毎週検査、毎月検査、3ヵ月検査及び毎年検査等の水質検査を行っています。

水質検査項目は、水道法等に基づき、水質基準50項目、水質管理目標設定24項目(農薬類101項目を含む)及び本市独自の水質検査項目としています。

原水(地下水)の水質検査は、浄水場別としていますが、今年度については、取水井(井戸)別の水質検査を実施しました。浄水の水質検査は、浄水系統、配水区域及び京都府営水道別としています。

水質検査頻度は、水道法及び原水水質の特徴等により項目別に設定します。平成18年度は、延べ351検体、3700項目余りもの水質検査を実施しています。

毎日検査を除いて、すべて水質検査を厚生労働省登録検査機関へ委託して、水道水が安全であることを確認しています。

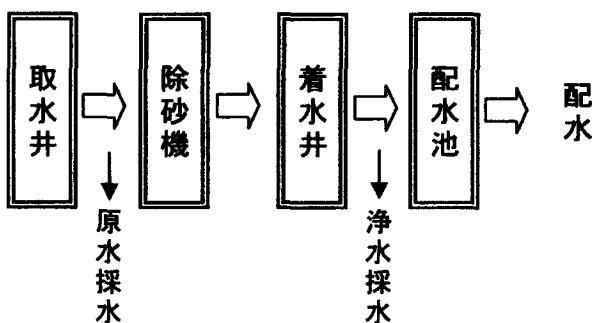
②浄水処理工程

東部地域にある第1浄水場及び第2浄水場は、原水(地下水)の水質が良好であるため、原水中の砂を除去し、消毒剤等を注入して配水しています。

西部地域にある第3浄水場は原水(地下水)に若干の鉄・マンガンを含むため、急速ろ過系統及び自然ろ過系統により消毒剤等の注入を含む浄水処理を行い配水しています。

浄水処理工程は下図のとおりです。

第1浄水場、第2浄水場 浄水処理工程図



第3浄水場 浄水処理工程図

